

都市環境デザイン会議

発行者
都市環境デザイン会議事務局東京都渋谷区広尾1-10-4
越山LKビル内 150TELEPHONE
03-5420-5995
FACSIMILE
03-5420-5996JAPAN URBAN DESIGN
INSTITUTE

JUDI NEWS

CONTENTS

- 入会状況とその課題 1
- 第1回・第3回 東京例会 2
- 第2回 東京例会 3
- 第2回 中部ブロック例会 3
- 特集 アーバンデザイン行政と景観条例 4~5
- 神奈川県の景観条例について 6
- 藤沢市景観条例と取組みについて 7
- 速報 全国ブロック幹事会 8~9
- コンペ・セミナー 9
- 例会のお知らせ 9
- 代表幹事会から 10
- 広報・出版委員会から 10
- 事務局だより 10

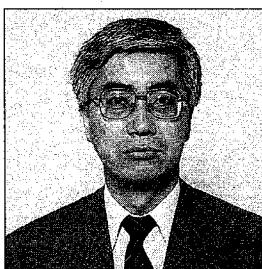


入会状況とその課題

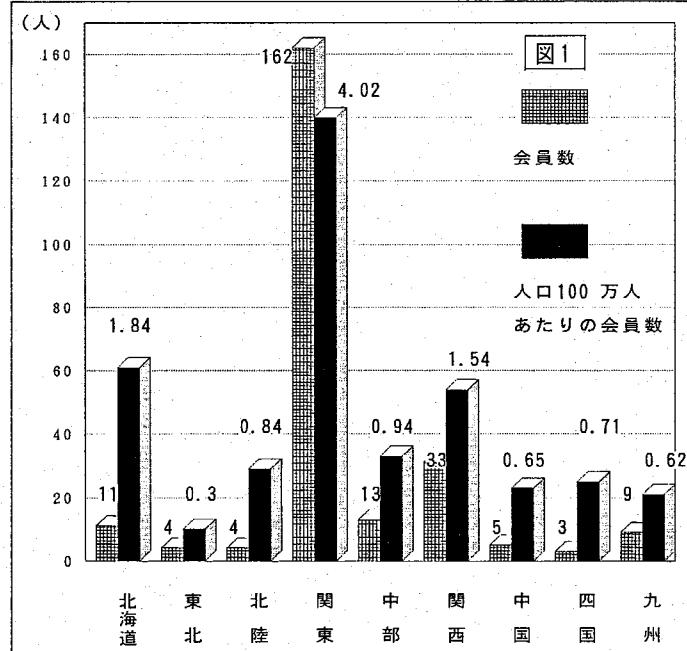
菅 孝能

TAKAYOSHI SUGE

(株)山手総合計画研究所



広報委員

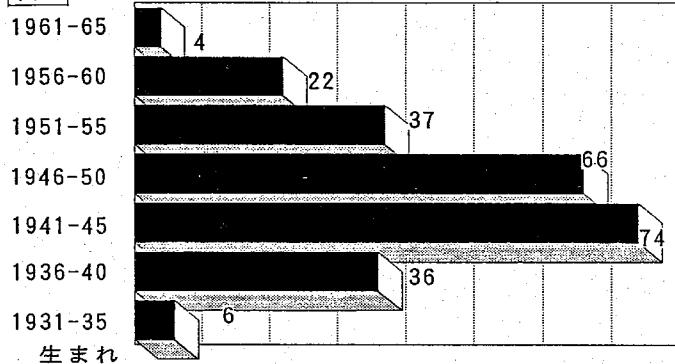


年齢別分布は、最年少27歳、最年長57歳、40代が135人(50%)と過半数を占め、30代45人、50代39人、20代4人となっている(図2参照)。発起人グループの年齢層と、会員資格の「実務を通じて都市環境デザインに係わる個人」を反映して、第一線で活躍している年齢層を中心に構成されている事が裏付けられる結果

となっている。しかし、30代が少ないことは中長期的にみて会の活動の活性化に対して不安を感じる点であり、若手会員の勧誘も大きな課題といえよう。

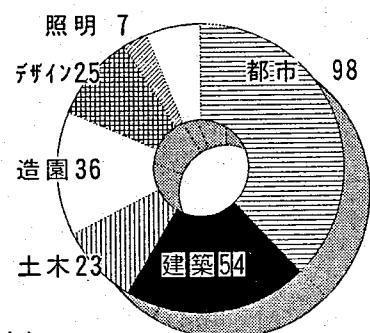
専門分野別の分布は図3に見るよう、都市・建築系が多く、土木系が少ないという状況である。都市環境デザインにおける土木施設の占め

図2



(人)

図3



る大きさを考えると、更に様々な分野の会員の勧誘を図2と共に、本会議の目的の一つである専門分野をこえた情報交換・相互研修の重要性を十分認識して活動を展開する必要を感じる。

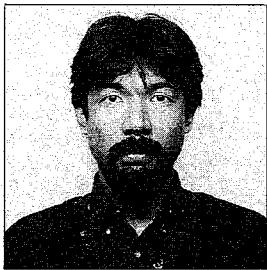
第1回・第3回 東京例会

『都市デザインをめぐる状況』

作山 康

YASUSHI SAKUYAMA

株式会社都市環境研究所



1991年7月23日（その1）

第1回例会は、広範に関心が持たれるようになった都市環境デザインの今日の状況と課題について、土田旭、篠原修、西沢健らが話題提供者となって参加者の意見交換を行った。参加者は、建築、都市計画、土木、ID、芸術等の多分野に携わる専門家の他、オブザーバーとして当会に助言を申し入れていた石巻青年会議所、出席メンバーが指導する大学院生が加わったが、連絡の不手際もあって参加者は十数名にとどまった。

最初に土田より、都市計画実務の立場から都市デザインあるいは都市景観について概況の説明があった。さらに今日、民間から行政に至るまで都市環境デザインに広範な関心が

寄せられている中で、アーバンデザイン、都市景観形成ないし計画、パブリックデザイン、シビックデザイン、環境デザインなど、様々な言葉が登場してきているが、それぞれの登場の背景は微妙に異なること。しかし、都市環境デザインへの包括的取組みは総合行政のなかで必ずしも成功しているとはいえないこと。また、一般社会（市民）では歴史的まち並み保存や自然保存という個別テーマでは関心が寄せられるものの都市環境デザインそのものについてはあまり浸透していないことを指摘した。また、現在の興味深い取組みとして、「建築デザインプロデューサー方式やアーバンデザインガイドライン方式」、「景観調査

から形成事業への展開」、「都市計画を基本に踏まえたスーパー・プロジェクト計画」、「アーバンデザイン的むらおこし」などが事例をまじえつつ紹介された。

次いで、土木・造園の分野から篠原が、昭和60年代になって道路景観や親水護岸など土木の分野でも都市環境デザインが取り組まれるようになつた背景や、こうした土木の取組みが親水護岸をはじめとして市民の支持が得られつつあること、自治体のレベルが徐々に上がりつつある点を説明した。また、現状の問題点として「本質的な公共土木施設デザインができる人材不足」「土木教育の中でのデザイン教育不足」「同じ土木分野でも河川、道路、橋梁など総

割の枠組みの再編成の必要性」を指摘した。

インダストリアルデザイン、プロダクトデザインの専門化である西沢は、日本と海外のインダストリアルデザインの発想の相違や、大阪万博を契機に他分野との交流を通じて環境デザインへ目を向けるようになった経緯、通産省と建設省が各自所管するデザイン行政とデザイン要素の更新サイクルの違いを説明し、コーディネートの重要性が認識されつつある中、依然作品主義に陥りやすい傾向を指摘した。さらに、「新しい建物や過去との連続的な美学など都市の新しい秩序とは何か」「陳腐にならないようなモノが与える物語性・意味性とは」「住民参加の形式（モ

ノをつくることと制御すること）」など、現在の問題点をあげた。

これらの話題を基に、都市計画や建築、土木、造園などの職域の壁を取り払った共同作業の必要性や、再開発と既存都市のデザインの違い、日本の都市空間価値観からアーバンデザインを議論することの必要性などについて意見交換がなされた。

1991年10月23日（その2）

第1回に引き続き同様なテーマで例会をもったが、同じく連絡の不手際から第1回と同様の出席であった。今回は、芸術、サウンドスケープ、建築の分野から話題が提供された。

環境造形について山本豊津は「金

持ちがスポンサーになりきれなくなった現代社会において、企業や都市環境におけるアートプロデュース（=社会のもつ様々なデザイン機会に芸術を入れる）の役割が大きい」と述べ、「都市にアートを取り入れるのではなく都市をひとつのアート空間として形成する。」という構想を基にした横浜ビジネスパークでの経験事例を紹介しながら、街中の安易な彫刻の配置に対する警告や、造るより見る側の美術教育の必要性を唱えた。個人的には、アジア的空間価値や日本人が美しく見える空間づくり、建築家と美術家の共同作業による空間コーディネートに関心があるという。

音を風景として捉える「サウン

ドスケープ」の発想からまちづくりに取り組んでいる田中直子からは、西欧音楽の導入期の考え方が偏り、それが我が国の音楽に対する理解を固定してしまっていること。音の世界でもアジア的価値観ともいべき音の捉え方が論議され、それが民族音楽や現代音楽の流れになっていることなどを背景に、自己主張の音楽から環境と人間をつなぐサウンドスケープという概念にいきついているとの説明があった。さらに目に見えるモノだけでなくソフトな側面からまちづくりが捉えられるようになりつつある中で、街の音や地域の響きが都市環境デザインに大きな関わりがあるといい、これまでの計量的な捉え方から社会的文化的コンテクス

トの中で音を捉える重要性を指摘した。聞くこと（=タウンリスニング）を重視する点や音楽教育のあり方を再考する必要性などは山本と一致している。また音の演出（デザイン）の需要や専門家は多いが、音のサービスからその地域に必要な音の削減や付加を行うサウンドスケープの専門家は少ない上、サウンドスケープからの発想のまちづくりは多分野の専門家の協力が必要という。

建築デザインサイドから南條洋雄は、日本の職能プロフェッショナルとしての医師や弁護士のように「建築家」という言葉は社会に認知されておらず、設計業者として取り扱われてしまう状況の中で、「建築家」としての職能の確立の必要性は建築

家サイド問題にとどまらず、社会的問題であることを主張した。しかし新建築家協会員7,000人、1級建築士20万人もいる中で、社会に対してもトータルな意味で責任をもてる人、さらにいえばアーバンデザインに教養と関心を持っている人が極めて少ないのが現状である。

ディスカッションでは、建築確認図書に両隣を書き込むだけでも建築が都市環境の中に拘束されるデザイン要素であることの理解が進むのではないかという原案や、音・彫刻・色・建築など個々で優れていても環境として優れたものにはならず、環境デザインの総合プロデュースの必要性や、専門家の間の共通言語・共通理解の必要性について意見が出された。

第2回 東京例会

『駅環境を考える』

1991年9月10日

西沢 健

TAKESHI NISHIZAWA

㈱G K 設計



代表幹事

日本の駅の特徴は、機能の複合化がなされ、都市環境を構成する上で重要な役割を果たしている。最近、話題を呼んでいる京都駅を手掛かりに、テレビで放映された「京都駅が危ない」のビデオを見、その後様々な視点から論議がなされた。

1. 京都がモデルとして論議されているが、この問題は京都だけでなく、一般論として駅機能や駅広場、周辺地域といった周辺環境への配慮が欠けているといった指摘が多くあった。
2. 最近コンペが多く、中には粗雑な内容も目につく。特に事業コンペに対する疑問が示され、今後コンペの是非論やその方法についても論議する必要があるとの意見があった。
3. 公共施設の空間に対する市民参

加について、市民参加の必要性が指摘される一方、安易に市民参加に頼るのは危険であり、専門家のリーダーシップが重要であるとの意見があった。利用者の意見を理解する仕組みを模索していかなければならぬ事で合意を得た。

4. 事業型（インベストメント型）の都市開発は、経済的効率から世界中で同じような環境をつくっており、都市環境デザインに関係している者の無力が指摘された。事業型開発では、都市づくりの長期的視点が欠落しており、ストック型の街並みは形成されない。そのことについて警鐘を鳴らすべきであるとの意見が多くあった。
5. 開発事業には多くの課題がある。

事業内容やその計画を導く制度、住民参加の方法、デザイナーの関わりなどの仕組み作りが当会議の役割として重要であるという意見があった。6. 「よい環境とは何か」というコンセプトの確立が必要であるとの意見がでた。しかし「都市環境デザイン会議」に参加している人は、各自異なった専門領域を持ち、思考方法や言語も違うので、論議を積み重ねることによって、まず、共通の認識が必要であることが理解された。

7. 次回のテーマについて、「公共性」の概念の確立が必要であるという意見や開発事業をどのように捉えたら良いか、あるいはコンペについて議論してはという提案があった。その中から「開発事業とデザイナーの関係について」次回検討することになった。この例会は、色々な立場の人が参加している。したがって今、特定の専門領域で深い議論ができるかもしれない。しかし、異なる視点からの意見を重ねることによって、より本質的問題の解決に繋がることを期待したい。



◆ 中部ブロック例会より

第2回 中部ブロック例会

1991年10月1日

林 英光

HIDEAKI HAYASHI

愛知県立芸術大学



中部ブロック幹事

第1回浜松でのブロック会議に続き、今回は会員の筒井信行氏のご好意で世界デザイン会議の開かれた、名古屋市のセンチュリープラザスカイレストランで会合を開くことができた。官民の壁を越えて、自由な立場でこの会を発展させていくこうという前回の中部ブロックでの意見をそのまま反映した形になった。

討議の内容は、名古屋市の都市計画の現状を、江戸時代の歴史から現代までやかりやすく都市景観室の水谷氏より説明があり、全体像をあらためて把握することができ、大変有意義であった。その場の討論で、当事者が緊張する場面がたびたびあるよう、激しいやり取りとなった。現状の都市デザインに対して、活路を

見いだそうとしてこの会議に期待して集まってきた人々であるから当然のことである。長い歴史の上に成立している都市というものにかかる私たちにとって、大きな歴史の流れと、自分たちがそれぞれの思いを持って臨んでいる現状のギャップが大きな問題のように思えた。

今回の結論として、この会に期待することは、通一遍の事例報告などではなく、具体的な困難な問題への取組の実状などについての新鮮な論議の場として行きたいことと、このグループとしてのより高いレベルでの作品や研究の発表、提案、展示会、シンポジウムを開き、会員の資質向上とともに、社会に都市環境の啓蒙をしてゆきたいということであった。

今回は、平日の午前からということもあって、愛知県中心の出席者となり静岡・三重・岐阜から1名も出席者がなかったが、今後の入会希望者も含め19名が集まった。都市環境に対する成熟度も、より難しい問題を抱えた第2段階に入ったことを痛感させる真剣な会合であった。その後、午後1時からは同センチュリープラザで筒井氏の会社設立20周年記念のシンポジウムがあり、思い思いに参加した。内容は、「世界の美しい都市と広場」というテーマのもとに音楽劇作家藤本寿一氏による「世界の野外音楽劇と広場—環境劇を中心として」、写真家村井修氏による「世界の広場と彫刻」、東京学芸大学教授伊藤清忠氏による「世界の美しい都市」であった。素晴らしい場所と食事を提供して下さった筒井信之氏に感謝したい。今後も、厚かましくスポンサーを見つけだし、新しい形での中部ブロックの会合を続けてゆきたい。

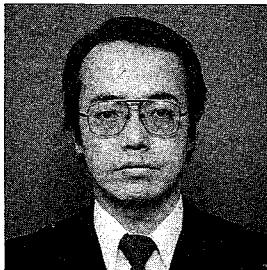
特集

アーバンデザイン行政と景観条例

岸井 隆幸

TAKAYUKI KISHII

日本国有鉄道清算事業団
用地企画部調整課総括補佐



現職の前は建設省都市局区画整理課長補佐。その前が同都市計画課長補佐、西植氏の前前任にあたる。

西植 博

HIROSHI NISHIUE

建設省都市局都市計画課
課長補佐



建設省におけるアーバンデザイン行政担当補佐。建設省における都市環境デザインの窓口である。

1. アーバンデザインに関連する行政制度の歩み

わが国における都市環境デザイン関連の法制度の先駆けとして、大正8年の旧都市計画法、市街地建築物法においてそれぞれ風致地区、美観地区が制定されたことはよく知られているところである。（風致地区は昭和4年に京都市で初めて指定され、美観地区は昭和8年東京の皇居外廊一帯が、翌9年に大阪市の御堂筋、中之島一帯が指定されている。）その後、大正期には都市美運動が展開され大正14年には都市美協議会も設立されたが、戦争期に至ってこの運動も終わりを告げることになる。

戦後は、戦災復興の都市区画整理事業が100以上の都市で実施され、

るおい・緑・景観モデルまちづくり制度」が創設された。こうした流れの中で、従来余りデザインに関する教育・論議がなされていなかった土木分野、公共事業分野でシビックデザイン・パブリックデザインと称して都市環境デザインが盛んに議論されるようになったことは極めて大きな潮流がまさに動きだしたと認識することが必要で、やや大げさではあるが、今や文字どおり国をあげて取り組もうとしているといつてもいいほど、近年、アーバンデザイン（特に公共空間デザイン）を巡る環境はめざましい変化を遂げていると言えよう。

今日の枢要な都市の中心部の骨格を生み出すこととなったが、資金不足もあって当初の計画は大幅に縮小され、なんとか高度成長期の都市空間は支えてきたもののそろそろ再度の構造変革を求められるに至っている。この間、高度成長が始まった昭和30年代の後半から逆に保存修景の動きが高まり、昭和39年の京都タワー問題、昭和40年の丸の内美観論争、昭和41年古都保存法の制定、昭和43年金沢市伝統環境保存条例制定、昭和47年の京都市市街地景観条例制定、昭和50年の文化財保護法制定、同年の伝統的な建造物群保存地区（都市計画法）の創設と一連の保存修景制度が確立してきた。また公害問題に対する一連の法制度が確立された

2. 近年のアーバンデザイン行政の動き

アーバンデザインの魅力は、個々のエレメントの魅力にとどまるものではなくその総合性にあることは言うまでもないが、必ずしも過去、都市デザインに関わる各分野（都市計画、土木、建築、造園、インダストリアルデザイン等）の交流が盛んに行われていたわけではなかった。しかし、平成元年こうした各分野の交流の場、あるいはアーバンデザインを専門的に研究する場として（財）URBAN DESIGN CENTER（都市づくりパブリックデザインセンター）が設立され、学識経験者、公共団体、デザイン関連企業、都市開発関連企業、デザイナー等の交流が始まられるよ

うになり、しかも平成2年からは10月4日が「都市景観の日」（URBAN DESIGN DAY）と定められ、東京における中央集会をはじめ全国各地で様々なイベントが行われ、一般市民も巻き込んだ交流の場が広がりつつある状況にある。（主催：都市景観の日実行委員会、事務局：（財）URBAN DESIGN CENTER）

こうした中で公共団体におけるアーバンデザイン行政も、その広がりという面においてもまた内容という意味においても充実してきていることは事実であり、兵庫県、熊本県、岡山県、埼玉県といった県レベルも含めて都市景観に関連する条例を有している公共団体は100を越えるまでになったし、静岡県のように県内

の都市において都市景観のガイドラインを作成する際に助成を行うといった都道府県独自の動き、あるいは地域性豊かな条例も見受けられるようになってきた。またそれぞれが横の連携を取り始め、すでに全国の都道府県政令市で組織している全国景観会議（会長：滋賀県知事）、政令市で組織している都市景観推進協議会（会長：神戸市長）、地域単位で市町村を中心に組織されている都市美協議会（東北北海道、関東、中部、北陸、近畿、九州沖縄）が設立され活発な活動を展開している。

なお、ここまで記述だけを見るとなればアーバンデザイン行政が、今日日本全国で行われているかのように受け取られかねないが、か

なり進展してきたといえども実際に各種の公共事業間の整合性を保ちながらしかも一般的な市民の個別行為とも協調して魅力的な都市空間を形成していくと言う仕事は言うは易く、行うは難しく、強力な権力構造がその行政体内部に存在する場合はいざ知らず、一般には中心となるべき都市計画担当部局と事業部局の特定の人がかなり汗をかいてようやく実行性のある土俵が整えられるという状況にかわりないと感ずるのは筆者達だけであろうか。

3. 都市景観形成に関する条例の概観

平成3年9月現在、公共団体の都市景観形成に関する条例の主なもの

は表1に示す通りである。県レベルのものが多く、総合的なメニューを擁したものから建築物、沿道、緑、水辺といった特定のものを対象にしているもの、保存修景に焦点を当てたもの等様々である。

なお、単なる保存修景にとどまらない良好な都市景観の創造に向けた施策を含んだ一般的な市町村条例は・都市全域にわたる景観の基本計画を立案し、特に重要な地域については地域指定を行ってより詳細な実施にわたる計画、各種行為規制の計画を立案する、・個別の建築行為については大規模なものなど特に注意を要するものの届出制度を設け、審議会などの手続きを経てその内容に助言指導が与え

られる、

- ・地域の住民団体、建築士会等の協力のもと一般市民や建築に関わる人々の意識を高めるための活動を行う（例えば表彰制度、市民団体活動助成金制度等）、
- ・公共空間については立案された詳細計画の理念に沿って協調して実現に当たるための連絡会議等が組織され、学識経験者などのアドバイスを受けつつ着実に実現する努力を払う、と言った内容のものが多い。また、近年制定された特徴のある条例を紹介すると、まず平成3年3月の「京都の優れた景観を保全し形成する事業基金条例」を取り上げることができる。これは京都市の優れた景観の保全及び形成に関する事業の実施に

必要な財源として50億円を積み立てるものである。良好な都市景観の形成に対してこれだけの基金が積み立てられることは初めてのことであり、特筆に値するものである。今後の具体的な活用内容に注目したい。さらに平成2年6月には「倉敷市倉敷川畔伝統的建造物群保存地区背景保存条例」が制定されているが、これは伝建地区の景観だけでなく、伝建地区内から可視範囲にある背景を含めた景観を守るために制定された、いわゆる背景条例である。都市景観における「借景」の重要性に着目してその保存に取り組んだものでありますまでの条例を一步広げたものと言えよう。そもそも保存修景の思想から出発している条例であ

るが、今後、都市計画、地域内住民の生きた街づくりとの様に協調して行けるか注目される。

表 1

都市景観形成に関する主な条例等の一覧

1. 総合的なメニューをもつもの

- (1) 都道府県レベル
埼玉県景観条例(元 7)
都市景観の形成等に関する条例(兵庫県)(60.3/60.4)
岡山県景観条例(60.3/60.4)
熊本県景観条例(62.3)
- (2) 市町村レベル
美しいまちをつくる三春町景観条例(福島県三春町)(2.4)
川越市都市景観条例(元 4)
野木町うるおいのあるまちづくり条例(2.12)
藤沢市都市景観条例(元 4)
津久井住環境整備条例(3.1)
金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例(元 4)
美しい安塚町の風景を守り育てる条例(3.3)

平成3年9月現在
() 内は公布／施行年月

- 浜松市都市景観条例(62.4)
名古屋市都市景観条例(59.3/59.4)
岡崎市都市景観条例(60.3)
豊田市都市景観条例(2.4)
神戸市都市景観条例(53.10/53.11)
姫路市都市景観条例(62.3/62.4)
尼崎市都市美形成条例(59.12/60.4)
西宮市都市景観条例(63.4/63.4)
伊丹市都市景観条例(59.3/59.3)
宝塚市都市景観条例(63.3/63.4)
赤穂市都市景観の形成に関する条例(1.3/2.4)
久美浜町きれいな町づくり条例(3.10)
福井市都市景観条例(3.4)
山口市都市景観条例(63.3)
萩市都市景観条例(2.12)
ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例(3.3)

公園都市秋田市をつくる条例(48.10)

- 杜の都の環境をつくる条例(仙台市)(48.3)
高地市みどりの環境の保全と創出に関する条例(49.11)
大宰府市環境基本条例(3.4)
鹿児島市城山周辺地区景観風致保全指導要綱(3.2)
- 6. 自然環境、景観の保全を目的とするもの
ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例(滋賀県)(59.7)
美しい占冠の風景を守り育てる条例(北海道占冠村)(62.4)
横手市山と川のある景観のまちづくり条例(61.9)
土山の風景と環境を守り育てる条例(滋賀県土山町)

- 尾道市の自然環境を守る条例(49.4)
7. 歴史的建造物、伝統的町並みの保存・修景を目的とするもの
(1) 市町村レベル

- 小樽市歴史的建造物及び景観地区保全条例(51.3)
日光市町並景観条例(60.3/60.4)
歴史を生かしたまちづくり要綱(横浜市歴史的景観条例(新潟県小木町))(2.7)
高山市市街地景観保存条例(47.9/47.10)
名古屋市町並み保存要綱(58.8/58.8)
松江市伝統美観保存条例(48.4)
宮島町歴史的景観保存条例(広島県宮島町)(49.9)
萩市歴史的景観保存条例(47.10)
久留米市伝統的町並み保存条例(61.12)
柳川市伝統美観保存条例(46.10)
(2) 地区レベル
函館市西部地区歴史的景観条例(63.4)
三条通り歴史的界隈の景観地区保全整備要綱(京都市)(60.12)
富田林寺内町地区町並み保存要綱(62.4)
- 8. 伝統的建造物群保存地区(都市計画区域内)を対象とするもの
弘前市伝統的建造物群保存地区条例(52.12)
角館町伝統的建造物群保存地区保存

下蒲刈の景観を創り育てる条例(3.5)

- 出雲市まちづくり条例(2.4)
今治市都市景観形成誘導要領(2.1)
北九州市都市景観条例(59.10)
福岡市都市景観条例(62.3)
有田町都市景観条例(2.1)
長崎市都市景観条例(63.12/元 4)
日田市都市景観条例(3.9)
湯布院町潤いのある町づくり条例(2.9)
熊本市都市景観条例(元 10)
宮崎市都市景観条例(2.4)
那霸市都市景観条例(60.4)
- 2. 建築物等のコントロールを主たる目的とするもの
(1) 市町村レベル
札幌市都市景観要綱(63.4)
金山町並み景観条例(山形県金山町)(61.3)
高槻市都市景観形成要綱(元 4)
茨木市都市景観整備基本要綱(元 4)
太宰府市景観保全に関する指導要綱(59.6)
(2) 地区レベル

山手地区景観風致保全要綱(横浜市)(47)

- 松江国際文化観光都市建設設計画観光地区平和大通沿道建築物等美観形成要綱(広島市)
徳島市都市景観形成要綱(63.5)
鹿児島市観光地区建築物等取扱要綱(43.4)
3. 沿道修景を目的とするもの
長野県沿道景観形成推進要綱(62.5)
大分県沿道の景観保全等に関する条例(63.3/63.10)
宮崎県沿道修景美化条例(44.4)
妙高高原町沿道修景美化条例(新潟県妙高高原町)(46.3)
入広瀬村道路修景美化条例(新潟県入広瀬村)(52.3)
- 4. 水辺景観及び水質の保全を目的とするもの
広瀬川の清流を守る条例(仙台市)(49.9)
- 5. 緑の保全、緑化推進を目的とするもの
ふるさと埼玉の緑を守る条例(54.3)

9. 美観地区・風致地区を対象とするもの

- 風致地区条例(神奈川県)(45.3)
島根県風致地区条例(45.3)
沼津ず美観地区条例(28.7)
京都市風致地区条例(45.4)
京都市市街地景観条例(47.4)
大阪市風致地区における建築等の規制に関する条例(45.6)
- 10. その他
銀山温泉並存条例(山形県尾花沢市)
- 条例(51.3)
東部町伝統的建造物群保存地区条例
保存(長野県東部町)(61.3)
高山町伝統的建造物群保存地区条例
保存(52.3/52.4)
関町伝統的建造物群保存地区条例(3.6)
京都市伝統的建造物群保存地区条例(51.6)
富田林市伝統的建造物群保存地区保存条例(3.6)
大田市伝統的建造物群保存地区保存条例(島根県大田市)(62.4)
倉敷市伝統的建造物群保存地区条例(53.9/54)
倉敷川畔伝統的建造物群保存地区背景保全条例
高鼻町建築物に関する指導要綱
竹原市伝統的建造物群保存地区保存条例(56.1)(山形県高鼻町)(56.4)
萩市伝統的建造物群保存地区保存条例(51.3)
都市景観デザイン推進要綱(東京都)(1.4)
柳井市伝統的建造物群保存地区保存条例(59.4)
京都の優れた景観を保全し形成する内子町伝統的建造物群保存地区保存
条例(愛媛県内子町)(55.9)
マキノ町美しく住みよいまちづくり
長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例(2.10)
条例(滋賀県マキノ町)(元 3)
日南市伝統的建造物群保存地区保存条例(51.1)
津和野町環境保全条例(48.3)
知覧町伝統的建造物群保存地区保存条例(56.1)
竹田市史跡等環境保存条例(54.4)

神奈川県の景観条例について

神奈川県都市部都市政策課
まちづくり班主査

久保満里子
MARIKO KUBO
昭和63年4月より
景観行政を担当

神奈川県内における景観行政・都市デザインについて、横浜市については良く存じだと思いますので、それ以外の市町における状況を紹介します。

神奈川県は、東京ほどではありませんが、都市開発が盛んで、まちの景観が日々刻々と変化しています。その中で、いかに歴史ある地域のイメージを生かしたまちづくりを進めいくか、また、個性ある魅力的な都市空間をいかに創出していくか、現在の県内市町のまちづくりにおける重要な課題の一つとなっています。

古くからある観光地である江ノ島を抱え、しかも湘南地域の都市として新たな市街地が増えつつある藤沢市では、平成元年3月に『藤沢市都

ドラインの検討を行っています。町レベルでも、県西部の足柄平野に位置する開成町では、小さな町の良さを生かして、住民のアイデアによるスポット的な景観整備を進めています。

このように、ここ数年で、景観行政や都市デザインに取り組む市町が急に多くなってきて、景観づくりや都市デザインがブームのようになっているような感じもするのですが、将来を見据えた良いまちづくりのために、市町村の中に定着していって欲しいと思いますし、県がそれをどのように支援していくべきなのかを今検討しているところです。

さて、PRも兼ねて、県の景観や都市デザインに対する取り組みを紹

介したいと思います。景観行政という言い方をしますと、昭和62年3月に策定した『魅力ある景観づくり指針』がスタートで、その後、景観づくりに対する意識を高めるために、市町と共同して景観形成モデル地区計画づくりや広域な景観形成計画づくりを行ってきました。県の事業レベルでは、昭和53年9月から文化のための1%システム一県が建設する公共施設の建設費に1%分を上乗せし、施設全体を文化的視点からの質的向上を図り、地域のシンボルとなるような個性的で魅力的な施設をつくる一導入し、地域の特色づくり・景観づくりに寄与してきましたし、土木事業では、うるおいのあるみち・かわづくりとして、道路景

市景観条例』を制定し、地域住民が景観づくりの主人公であるということを基本に、様々な施策一「藤沢らしい街の色」という色彩の啓発・誘導パンフレットの配付、江ノ島地区における住民の景観形成基準に沿った修景事業に対する助成等一を展開しています。昭和63年度に建設省の都市景観形成モデル都市に指定された小田原市では、小田原城周辺地区において、地区景観ガイドプランに基づいたまちづくりを進めるため、公園整備、道路整備等の公共事業における景観整備を計画的に行うことにはあわせ、周辺商店街等に対し、まちなみ景観づくりを働きかける一方、景観条例についても、平成5年度ぐらいを目標に、制定を検討し始

めています。京都・奈良とは違った古都イメージを持つ鎌倉市では、鶴ヶ岡八幡宮の参道である若宮大路を中心とした、いわゆる鎌倉の旧市街地について、まわりのやまなみに抱かれた鎌倉らしい落ち着いたまちなみづくりを目指して、やはり平成5年度を目標にまちなみ形成条例の制定を検討しています。

この他にも景観形成のマスタープランを策定している市町がいくつかあり、たとえば横須賀市や相模原市では、公共施設の整備・改築の際の景観整備を中心に取り組んでいますし、平塚市では、マンションを中心とする大規模建築物に対する景観指導(お願いの感じのようですが)やメインストリートの屋外広告物ガイ



▲ 横須賀シンボルロード

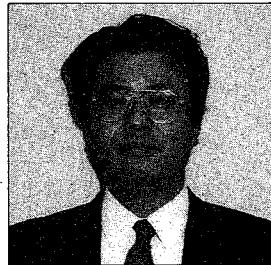
観、河川景観の向上を図っています。また、様々な事業プロジェクトにおいて、景観・デザイン計画や指針を策定し、事業とあわせた景観整備を推進しており、『都市の質の向上』を目指して、奮闘(?)・努力しているところです。

うるおいのあるみちづくりとして、電線類の地中化(キャブシステム)し、歩道を広げ(車道を4車線から2車線に減少)、デザインテーマを「黒船」と「港と海」に設定して、県・市・企業者・地元商店街が共同してストリートファニチャー等の施設をつくっています。歩行者にやさしい道路づくりと言えると思います。

藤沢市景観条例と取組みについて

藤沢市都市計画課主査

長瀬光市
KOUICHI NAGASE



昭和45年藤沢市役所に入社以来、地域のまちづくり、都市デザイン、地域プロジェクト等に係わる。現在神奈川建築工業理事。著書に「景観－基本計画づくりから実際例まで（共著）」など。

(1) 藤沢の景観づくり

今日、再び地域の環境や景観に対する市民の関心が高まっている。これはかっての量的・物的豊かさを追い求めていた時代が過ぎ去り、より個性的な潤いのある生活環境を求める市民の、そこで生き、暮らし、働くことが誇りとなるような「私達の地域創り」の時代が到来したと言えよう。藤沢ではこのような状況を踏まえ1980年から総合的な都市デザイン行政に取り組んで来た。その戦略は、都市空間の骨格となるインフラストラクチャーを都市デザインの骨格としてきっちり把握する事。第2は、「美しい街」を創造する為に、地域の個性を生かし、時代と共に生き続けるイメージを形成する事。第

3は、都市活動における多様な主体・空間に係わる利害を総合的に調整することにあった。このようなまちづくりの実践の中で、今地域は、そこに住む人々にとって、かけがえのない「まち」や「ふるさと」になっているのだろうか、今日、真に人々の創意と参加を促す中で、生活環境を尊重し、市民がアイデンティティーを持てる質の高い空間を求める動き、そしてそれを勇気づける創造的行為が支持される都市共有の仕組みが求められている。この市民自決の哲学が基本となって、藤沢市都市景観条例が制定された。

(2) 都市景観条例の特徴と内容

地域住民の自主的な発意を尊重す

地利用計画、施設・交通計画等と一体となって進めていく。さらに、日常生活を多彩に彩る様々な環境要素に対して、細心の注意を払い五感を通した景観形成を図っていく。第4は、総合的な景観形成は、単に条例のみで達成することは不可能であり、既存の様々な制度・仕組みを縦横に織り込む方向性を明らかにした。

次に、具体的な景観条例の内容として、骨格となる6つのしくみについて触れてみたい。第1は、市民や事業者が都市景観形成の推進を自分達の物と考える制度として、行政の持つ情報の公開、経済・技術的支援の担保。第2は、市民による景観形成地区の区域の設定、景観形成計画案、基準案を作成する主体制を担保

する為、景観形成準備会・協議会方式を制度化した。第3は、藤沢らしさを代表する重要な場所については、市長が審議会の意見を聞いて、特別景観形成区域を指定し、行政自らが景観の骨格形成に向けて先導的役割を果たす。第4は、景観形成の永続と民主的手続の尊重を図る為に、景観形成協議会は、地区指定後も継続して普及啓蒙、推進に努め、必要に応じて計画内容等を改訂していく主体性を担保した。第5は、都市景観協定、景観市民団体等の巾広い市民参加のしくみ。第6は、景観形成地区等に対して、行政自らも景観形成準備事業の推進を図っていくことがある。

(3) 都市景観条例に基づく取り組み

① 江ノ島特別景観形成地区

江ノ島では1990年5月に、協議会が結成された。景観づくりの共通目標を「島ぐるみ野外博物館〈江ノ島世界〉」と定め、江ノ島ならではの「自然・眺望・歴史・文化等」を引き立て、自然環境に調和した和風の街並みを目指す。地区内を7つの街区に区分し、建築物の屋根・外壁及び公共物・設備等の色彩・形態素材等の基準をそれぞれ定め、同年11月に公布した。今江ノ島では、法定地区計画による土地利用規制・プロムナード整備や観光拠点再整備事業等とあいまって、修景事業助成金の支援の元、平成7年を目標に景観整備に取り組んでいる。

地区指定に向けて活発なまちづくり活動が進められている。特に銀座通り地区では、商業経済の陳腐化を開拓するため、土地利用・景観整備・地区整備を基本に地区の再生に取り組んでいる。

③ 景観アドバイザー会議とデザイン

マニュアル

公共施設が景観形成に果たす役割は大であり、職員一人一人のデザインに対する主体性によって成果が決まる。藤沢では職員の全員参加による景観づくりを実践する為に、「機能的必然性から考える」、「関係性のデザインを心掛ける」、「地域のストックをつくる」、「生活感覚を尊重し、魅力ある生活空間をつくる」等の哲学に基づく「公共施設デザインマニュアル」を職場参加によって

作成し、それをバイブルとしている。又、デザイン担当がすべての公共施設に指示を与えるのではなく、専門家によるアドバイザー会議を毎月一回開催し、担当者自らが考えをぶつける場を設け、職員の主体性の向上を図っている。

藤沢の景観づくりは、今始まったばかりである。真の市民主体によるまちづくりを推進していく上で、行政はまちづくりの事務担当、黒子に徹すると共に、市民への良きアドバイザーとして民間プランナーの役割は大である。今後の課題は多岐にわたるが、一番のポイントは市民と行政が一体となって、各々主体と役割をふまえ、徹底した、まちづくりの分権化にかかっていると言えよう。■

▼ 江の島景観形成協議会



速報 全国ブロック幹事会

日本都市総合研究所
加藤 源
GEN KATO



ブロック活動活発化のためには? —全国ブロック幹事会開催される—

黄色く染まったイチョウの葉が、秋の終わりを告げるかのように散りしきる景色を窓外に眺めながら、去る11月30日、土曜日の午後、湯河原にある企業の研修施設において、全国から各ブロックの幹事が集まり、ブロック単位の活動の活発化等について、様々に議論をしました。

当日は中国、九州ブロックを除く、全国7つのブロックからブロック幹事が11名、それにその他のテーマについて一緒に議論するために、代表幹事5名、各委員会の委員9名、そして事務局員1名が参加しました。

当日は、まず代表幹事会から本会の最近の活動状況、ロゴ・マークについての報告や会員並びに協力法人の拡大についてのお願い等があり、次いで事務局から会員名簿の管理、販売についての説明があった後、当日の主要テーマであった各委員会やブロック単位の活動のあり方、そして本会組織のあり方について議論がなされました。いずれについても活発に意見が交換され、また問題点や今後の取り組みの方向が明らかにされました。各テーマについての主要な意見や今後の取り組みの方向は以下の通りでした。

1. 各委員会活動のあり方

まず、いずれの委員会とも委員長を早急に決め、活動についての企画

を具体化することが確認されました。
1) 広報・出版委員会（提案者：林泰義）

① JUDI News の発行、編集

- 隔月に発行することとし、4号を関西ブロックが、5号を関東ブロック、6号を中部ブロックが編集を担当する。以下、順次他のブロックが編集を担当することにより、ブロック単位の活動の活発化の一つの契機とする。

② 新しい編集企画の提案

- 例えは、京都駅問題や長野冬期オリンピック関連事業の景観形成や都市デザイン等について本会としての意見をまとめ、特集する。
- 各ブロックからの情報発信欄を毎号設ける。

- 執筆者紹介欄を設け、会員の交流に役立てる。

2) 事業委員会（提案者：南条道昌）

事業委員会は、様々な事業の実施を通じて本会の財政基盤をより充実したものとする目的としているが、当面以下の企画を具体化する。

- 名称：都市環境デザイン・モニター・メッセ（仮称）
- 内容：本会会員と行政の都市デザイン担当者等が一同に会してモニターとなり、都市環境デザインに係わりのある様々な企業が展示する製品、システム等について意見を述べるメッセとする。

企業にとっては都市環境デザインに係わる直接的なユーザーに対して自社製品等をP.R.し、また改善アイ



ディア等を得ることができる格好の機会となるとともに、本会にとっては企業の出展料等により一定の事業収入を生み出すことが期待される。

- 開催時期：来年の総会等、会員が大勢集まる機会を活用する。

3) 研修・研究委員会（提案者：篠原修）

都市環境デザインのレベルの向上や会員の知識、力量の向上、研鑽等を目的として、以下のテーマで研修会等を開催する。

- ① 都市環境デザインに係わる各職能分野が抱って立つ原点とデザインとの係わり

- 本会会員が多様な分野にわたることを利して、それぞれが受けた専門教育等のバックグラウンドと現在

の業務との係わりについて突っ込んだ議論を展開する。

② 公共事業（の実施体制）と都市環境デザイン

- 行政に携わる会員を中心に、他の会員も加わり、様々な角度から公共事業の実施体制と都市環境デザインとの係わりについて考える。

2. ブロック単位の活動のあり方

まず、各ブロック幹事からそれぞれのブロックの活動状況について報告があった後、今後の活動にあり方について、以下のような議論がなされた。

- 会員が大都市圏、殊に東京に集中しており、地方ブロックとの較差が大きい。各県に最低4、5人、ブ

ロックでは20人程度会員がいないと活動が困難である。地方ブロックにおける会員の増強が必要。

- ブロックが大きすぎるため、ブロック内での移動よりも東京、大阪に出る方が容易で、東京、大阪等からの出張等の折に連絡を取り合って勉強会を開く等交流を深めることがブロック単位の活動の活発化に繋がる。

- 関東ブロックも大きすぎ、いくつかに分割することも考えてよいのではないか。

- ブロック単位で企画するイベント等への本会からの財政面も含めた支援が必要である。

→ 議論の結果、財政事情が許す限り、企画の内容を踏まえて支援する

こととした。

- ・ 地方では、J.C. 建築士会、各種団体等への加入が多く、メンバーがいつも同じであるし、会費が重複することが痛い。本会としての活動内容の強化が必要。
- ・ 関西ブロックのように、非会員まで巻き込んでイベント等を企画しているのは面白い。また、関西ブロックに限らず、隣接ブロックにまで呼び掛け、活動を広げることも考えられる。
- ・ ブロックは活動の単位として必要であるが、他のブロックの活動にも参加することがあってよい。

3. 本会の組織について (提案者: 高橋志保彦)

本会の現在の役員は、本年5月の発足時の総会において、本会の設立準備に当たった者の中から、暫定的に1年間世話役的な役割を務めるとして、その任に当たっている。一方、本会の規約によれば、来年7月に予定されている総会において新たな役員を選出することとされており、これを機会に本会の組織についてさらに検討を加える必要があるのではないか。また、本会の顔(代表者)がはっきりせず、外部に対する場合も含めて責任体制が不明確である等の問題もある。このような問題意識から、本会の組織のあり方についても議論がなされた。主要な意見は以下の通りであり、今後さらに検討を深めることとなった。

- ・ 役員は現在のような複数代表幹事制でよいのではないか。「理事会」のような固いイメージ、また既成のイメージは避けた方がよい。
- ・ 代表幹事会には各ブロックの幹事、各委員会の委員長も加えた方がよい。
- ・ やはり、会の代表者は必要なではないか。

各テーマについて以上のような議論がなされた後、夜になってからは温泉につかり、また食事をしながら出席者が相互に懇親を深めることもでき、大変に有意義な会合であったと思います。

コンペ・セミナー情報

ヨコハマ都市デザイン国際会議 参加登録者募集

世界の都市デザイナーたちが横浜に集い、街づくり活動報告や21世紀の都市デザインを展望する国際会議を開催。参加登録者を募集します。

- 会議期間: 平成4年3月16日(月)～19日(木)
- 会場: 横浜国際平和会議場(パシフィック横浜)
- 登録料: 一般30,000円(当日35,000円)、学生15,000円(当日18,000円)
- 主催: 横浜市/ヨコハマ都市デザインフォーラム実行委員会TEL.045(671)3850-3
- 登録事務局: 日本コンベンションビューローTEL.03(3508)1213 FAX.03(3508)0820

第3回横浜アーバンデザイン 国際コンペ(象の鼻地区)

横浜で最初に港が築造された象鼻地区は、「みなとみらい21」と史的な都心の接点にあります。この地区を対象として“都市と港の新しい関係”をテーマに、都市デザインのアイデアを募集します。

- 賞金: 最優秀1点200万円他
- 応募登録締切: 1992年1月13日(月) ■作品登録締切: 1992年1月27日(月) ■主催: 横浜市/ヨコハマ都市デザインフォーラム実行委員会TEL.045(671)3851 ■事務局: イン・オ・デザイン内「第3回横浜アーバンデザイン国際コンペ事務局」TEL.03(5273)0149

アーバンクリエイション'92 展示会及び国際デザインセミナー

- テーマ: 地球にやさしい都市づくり
- 場所: 幕張メッセ(展示会: 第7・第8棟、セミナー: 国際会議場)
- 展示会: 平成4年2月7日(金)～2月10日(月) ■入場料: 1000円(都市デザインの特別企画を予定)
- 開催セミナー: 2月10日(月)13:00～17:00
入場有料(未)講師: ピーター・カーカ(米)
ガブリエル・アソ(独)、マルク・ブルデイ(仏)他
- 問い合わせ: (財)都市づくりバブルセンター(URBAN DESIGN CENTER)TEL.03(3780)3931

例会のお知らせ

第5回 東京例会

『都市環境デザインをめぐる状況』

第1回、第3回東京例会のテーマを継続し、第5回例会を下記のように持ちます。奮ってご参加下さい。

- 日時: 1992年1月27日(月)18:30～
場所: (株)都市環境研究所分室
文京区本郷3-32-6 ハイツ本郷2F
話題提供者:
　環境色彩について 吉田慎悟
　環境照明について 面出 薫
連絡先: (株)都市環境研究所分室
　土田または一の瀬
TEL:03-3814-1002 FAX:03-3818-1568

第6回 東京例会

『イベント(博覧会)と都市開発について』

日時: 1992年2月18日(火) 19:00～

場所: (株)G K設計 会議室
豊島区南池袋1-11-22 山種ビル7F
コントタク:

- 岡村勝司(信州大学)
加藤 源(日本都市総合研究所)
窪田陽一(埼玉大学)
曾根幸一(曾根幸一環境設計研究所)
中野恒明(アブル総合計画事務所)
南條道昌(都市計画設計研究所)
連絡先: (株)G K設計
　西沢または須藤
TEL:03-3989-9511 FAX:03-3989-0533

【会費】

会員	1,000円
非会員	2,000円
学生	1,500円

本来の姿ではありませんが、出席会員の同席に限ります。

【地図】

ニュースの1号・2号を参照して下さい。

【定員】

30名程度です。参加を希望される方は事前にFAXにてご連絡を!

代表幹事会から

株日本都市総合研究所
加藤 源
GEN KATO

代表幹事会の月1回の開催も定例化し、また、事務局の努力もあり、ようやく名簿も発行されました。会の活動が徐々にではありますが、軌道に乗りつつあると感じています。今後は各委員会やブロックにおける活動が活発化すれば本会の活動がさらに具体的に実体を現すものと期待されます。

■各委員会との合同会議

委員会の活動が活発に行われることを狙いとして、代表幹事会では各委員会との合同会議を順次開催することとしました。

まず、10月19日(土)には、広報・編集委員会との合同会議を開き、本会のニュース、JUDI News 1,2号の内容、編集作業等を振り返り、ニュースの編集方針や体制、またより迅速な発行等について相談し、決められたことを3号から順次具体的にすることとしました。

この中で、特にニュースが会員の情報発信の場として活発に利用されることが相談され、その旨ニュースなどで知らせることとなりました。広報・編集委員による編集後記を参照して下さい。

また、11月22日(土)には、事業委員との合同会議が開催され、事業委員を中心に本会の事業についての様々なアイデアが出され、企画が練られました。来年春の開催を期して、今後は事業委員会において具体的な内容が詰められ、準備が整えられることになりました。企画が固まり次第ニュース等で明らかにされると思いますが、大いに期待したと思います。なお、研修・研究委員会との合同の会議も近く開催を予定しています。

■加賀幹事、各委員会との合同会議

ブロックごとの活動も活発化するために、全国各ブロックの幹事が一同

に会し、代表幹事、各委員会の委員とともに、ブロック単位の活動のあり方について相談する会を開催しました。この会は全国から各ブロックの幹事が集まるところから(これ自体も意義があると思いますが)、一晩泊まりで開催することとし、代表幹事の一人である篠原修さんの尽力により、湯河原の企業の研修施設を借りて、11月30日(土)から12月1日にかけて開催しました。当日の論議の内容、決められた事項の詳細についてはニュースを参照下さい。ブロック単位の活動が各ブロックにおいて活発になることが期待されます。■



広報・出版委員会から

機計画技術研究所
林 泰義
YASUYOSHI HAYASHI

みなさんからの
情報発信!
歓迎します。

JUDIニュースでは全国各地の会員からの情報発信を心からお待ちしています。地域での都市環境デザインの動きや課題、地域間交流の呼びかけ、出版やシンポジウムなどJUDIの事業への提案などの記事を送っていただければ幸いです。

また、本紙への編集企画の提案も期待しています。地域で貴方がイ

ンタビュアーになってキーパーソンをクローズアップする企画とか、地域のプロジェクトを取材して記事をつくる提案とか、あるテーマを長期的に継続して追いかける企画など、貴方ならではの企画をお送り下さい。そのほか、地域の耳よりりな情報、うまい酒や食べ物なら此處!など脱線を恐れぬ投稿もぜひ……。

希望している方がいらっしゃいましたら、FAX等で住所・氏名を事務局宛てお知らせください。こちらから「入会申込書」を送付致します。尚、事務局は年末年始右記のとおり休業致します。年内は12月24日(火)まで、新年は1月7日(火)から業務再開です。皆様、よいお年を!

事務局だより

片岡真実
MAMI KATAOKA

5月に誕生した都市環境デザイン会議も何とか年末を迎えることができました。各ブロック・各委員会の活動等が段々と整備され、「92年には外へ向けての能動的な動きも期待できそうです。

新会員も皆さんのお力により着実に増えています。JUDIに入会を

年末年始休業

22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11

JUDI
NEWS
003
December
1991

編集後記

みなさんの御協力で、ニュース3号が発行できました。本当にありがとうございます。とりわけ「お願いします!」と原稿を私達からオシツケラレタ執筆者の方々には感謝で一杯です。

今回の編集は、広報・出版委員の菅

孝能さんが中心となって進めました。ミス片岡の努力により編集マニュアルが徐々に充実しつつあり、ニュース作成が能率良く運ぶようになってきました。やっと軌道に乗ってきたという感じです。より魅力的な紙面づくりを心懸けていきたいと思っています。

【林 泰義】

広報委員会

井口勝文	上野 泰
江川直樹	大塚守康
榎原和彦	佐野 寛
菅 孝能	近田玲子
鳴海邦穂	林 泰義